

日本熱物性学会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、日本熱物性学会 (The Japan Society of Thermophysical Properties) と称する。

第2条 (目的)

本会は、広く熱物性値の測定・評価・普及などに携わる研究者と、研究成果の利用者との交流を通じて、熱物性研究の進展とその成果の社会への還元に寄与することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 日本熱物性シンポジウム, 講演会, 講習会, 研究会等の開催
2. 学会誌, 学術図書等の刊行
3. 熱物性研究の国際協力
4. 熱物性情報の伝達, 普及
5. その他本会の目的に沿う事業

第2章 会員

第4条 (会員の種類)

会員は、正会員, 学生会員, 法人会員, 名誉員の4種とする。

第5条 (会員の資格)

- 1 正会員は、本会の目的に賛同して入会した個人とする。
- 2 学生会員は、高等専門学校・短期大学・大学(学部・大学院)およびこれらと同等と認められる学校に在学し、本会の目的に賛同して入会した個人とする。
- 3 法人会員は、本会の目的に賛同し、その事業遂行のために支援する団体(法人, 企業等)からの代表者とする。
- 4 名誉員は、本会および熱物性分野の進展に顕著な貢献のあった個人で、別に定める手続きを経て、本会の承認を得た者とする。

第6条 (入会)

本会の趣旨に賛同して所定の入会手続きを経た者を会員とする。

第7条 (会費)

会員は別に定める会費を納入するものとする。

第8条 (会員の特典)

会員には、本会の活動に関して、本会の定める特典が与えられる。

第9条 (退会)

会員が退会するには、所定の手続きにより本会の承認を得るものとする。未納の会

費がある場合には、それを納入するものとする。

第3章 役員

第10条 (役員)

本会に次の役員を置く。

1. 理事 6名以上10名以内(会長1名、副会長2名を含む)
2. 評議員 15名以上20名以内
3. 監事 2名

第11条 (役員を選任及び任期)

- 1 役員は、総会において正会員および法人会員の中より選任される。
- 2 役員任期は、役員種別によって別に定める。また、重任を妨げない。

第12条 (役員職務)

- 1 会長は、本会を代表し、本会の会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐して会務の執行に当たる。
- 3 副会長のうち、1名は無任所とし、会長に事故が生じた場合には会長の職務を代行し、1名は事務局担当とし、事務局を管掌する。
- 4 理事は、本会の会務を執行する。
- 5 評議員は、本会の会務を審議する。
- 6 監事は、本会の会務を監査する。

第13条 (顧問)

本会に顧問を置くことができる。顧問は総会の承認を経て委嘱される。顧問は随時、本会の運営に関し助言する。

第4章 総会、理事会、役員会、委員会

第14条 (総会の開催)

総会は正会員、法人会員の出席により少なくとも毎年1回これを開催する。総会の議長は、会長が務める。

第15条 (総会の議事)

総会においては、事業報告、決算の承認、役員選任、会則の改廃、その他重要事項を審議する。

第16条 (総会の議決)

総会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。

第17条 (理事会)

- 1 理事会は、本会の諸事業の運営、決算および予算、その他必要事項を審議する。
- 2 理事会は会長が招集し、その議長は会長が務める。
- 3 理事会には、理事会の承認を経て、理事以外の者も出席し、意見を述べることができる。

第18条 (役員会)

- 1 役員会は、理事の選任およびその他重要な会務について審議・議決する。
- 2 役員会は、会長もしくは理事会が必要と認めたとき招集し、会長が議長を務める。
- 3 役員会には、理事会の承認を経て、役員以外の者も出席し、意見を述べることができる。

第19条 (委員会)

- 1 本会は、事業の円滑な遂行を図るために、役員会の議決を得て、委員会等を設置することができる。
- 2 委員会等の組織及び運営に関して必要な事項は、役員会の議決を経て、別に定める。
- 3 委員会の委員長は、役員会の承認を経て、役員会に出席し、審議に参加することができる。

第5章 会 務

第20条 (経費)

本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入によって支弁する。会費の年額は細則によって定める。

第21条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わるものとする。

第22条 (会務報告)

役員会は、会計年度終了後、収支決算書、事業報告書を作成し、監事の監査を受けた後、総会に提出し、承認を受けなければならない。

第23条 (事務局)

事務局は、原則として副会長（事務局担当）の所属する機関に置く。

第6章 会則の改廃

第24条 (会則の改廃)

本会則の改廃は役員会の承認を経たのち、総会において出席者の過半数の賛成を得て行うものとする。

昭和55年 1月19日仮承認

平成 元年 9月20日改正

昭和55年11月25日承認

平成 4年 9月29日改正

昭和56年11月12日改正

平成15年10月 7日改正

昭和58年10月21日改正

平成16年10月21日全面改正

昭和60年11月 7日改正